

OMAP 会員規程

1. 総則

1-1 目的

当規程は、「OMAP（以下当会とする）」における運営においてその趣旨および趣意に賛同いただける協賛会員を定義し、その会費を集金するにあたり明確な金銭管理を行うために制定するものである。

1-2 会員の種類

当会に賛同いただける会員において、次の通り区分する。

- (1) 個人会員：専ら法人格をもたずに個人として登録する。
- (2) 団体会員：5人以上（個人）の団体
- (3) 賛助会員：企業、団体（任意団体含む）などで費用賛助する会員

2・会員の役割

会員は、当会の目的及び事業計画、事業予定に賛同しその運営を図るために以下の会費を提供するものとする。（いずれも、税込み）

- (1) 賛助会員：年間登録費 1人 3,000円
- (2) 団体会員：年間登録費 1団体 10,000円
- (3) 賛助会員：一口 30,000円以上

3. 会費の集金方法

各会員は、当会の指定する所定の銀行口座に振り込みか、または直接入金する。当会は、年間登録費の受領の証として、「会員証」を発行する。必要に応じて「領収証」を発行する。

4. 会費の適切な運用

当会は、会費の適切かつ明確な運用を行うために、必要に応じて必要な会計報告及び収支報告を明示する。

5. 会計監査

会計監査は監事が担当する。

6. 付則

本規程は、平成29年8月31日から制定する。